

## 目次

H②-CR-★告訴状20200615	2
--------------------	---

# 告訴状H②

令和 2 年 6 月 15 日

前橋地方検察庁 御中

## 告訴人

住所 〒379-1303 群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1 職業 農業  
氏名 今井豊(昭和 36 年 3 月 9 日生) 電話 携帯 090-3087-1577 FAX 0278-72-5353

## 被告訴人

東京シティ青果株式会社(以下、シティ青果と略称)の被疑者不詳 1  
※東京シティ青果株式会社 〒135-0061 東京都江東区豊洲六丁目 3 番 1 号  
代表取締役 鈴木敏行 住所 東京都練馬区南大泉三丁目 20 番 10 号

## 告訴の趣旨

被告訴人の以下の所為は、次の罪状に該当すると考えるので、厳罰に処することを求め、告訴いたします。

本件は告訴状Hの一部であり、私を狙った一連行為であるとの前提です。

### (前提) 動機は包囲網としての一連の組織力の誇示です

本件を含め、付属の恣意性一覧表に記載の全事件が、包囲網としての一連行為です。

包囲網として、当り前のことを認めず、公序良俗を歪めて威力を示しております。

包囲網とは、世界中に拡がった、私へ社会的不平等の輪の通称であり、概要は被害届 2018、関連事件は恣意性一覧表、に記述の通りです。

包囲網は私を常時監視しており、パスワードから全て筒抜けです。

恣意性一覧表の各事件は其々包囲網の実在を示唆しており、更には、それらの稀有な事件が私に集中する原因や各事件の相互関連性を総合すれば、包囲網としての組織力の誇示と庇い合いであることは明らかです。

したがって厳密には、全告訴状の全告訴事実が実態的な一連行為ですから、一告訴状に統合したいところですが、膨大で実務的でないため、このように各告訴状に分けております。

## 罪名と告訴事実

4 社による価格操作は、前橋地裁 H31 ワ 118 慶謝料請求事件、利根沼田農協の取引拒絶は、前橋地裁 R1 ワ 412 慶謝料請求事件、として、いずれも係属中です。

### シティ青果の被疑者不詳 1に対し、信用毀損罪および偽計業務妨害罪

(刑法第二百三十三条 虚偽の風説を流布し、又は偽計を用いて、人の信用を毀損し、又はその業務を妨害した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。)

事実経過⑥ 20170630 朝、シティ青果の被疑者不詳 1 は、同社(東京都江東区豊洲六丁目 3

## 告訴状H②

番1号)から利根沼田農協みなかみ集出荷所(群馬県利根郡みなかみ町月夜野425)のトミザワ所長への通話において、「グリーンツスカは深緑ではないので、人気が無くて売れ行きが悪い為、築地市場では今後は受けない」旨を通告しました。

しかし11号証反証書の通り、グリーンツスカの種の販売元のサカタのタネが深緑嗜好による価格差を認識していないことや、他産地のグリーンツスカには価格差が出ていないこと(捜査待ち)から、当地分限りの価格差に相違無く、したがって、この深緑嗜好による価格差は明らかに虚偽ですから、虚偽の理由を用いてグリーンツスカという品種を築地市場から締出したことは、東京シティ青果の利根沼田農協への欺罔による取引拒絶であり、また、同日14頃、同所で、トミザワが私に、虚偽と承知の上でその旨を通告したことも欺罔です。

また、事実上、これ以後、私のズッキーニは一切、築地市場に出荷されておりませんし、深緑嗜好によるクレームを受けていない大田市場や高崎市場でも、深緑嗜好に因ると思えない極端な価格差が続いたことも、事実経過⑦の各日の価格から明らかであり、三社(三市場)の事前共謀を示唆しています。

このように虚偽の理由により価格差を付け、被告農協と当地の全生産者に差損を与えたことは、独禁法上の差別対価であり、告訴状Hに既述の通り、市場からの締出しの口実に深緑嗜好を用いた真意は、当地のグリーンツスカ生産者が私だけである状況に付け込んで、締出し後の別市場による差別対価により、各市場が連携して私の経済生活を破壊し、私を生活難に追い込む為であり、その害意の対象が私個人だったこと(同定可能性)は、その後の価格差が全国のグリーンツスカ生産者の中で、私限りの現象であることにより、明らかです。

要するに、私個人を生活難に追い込む為に、三社(三市場)で嘘を吐き続けたということです。このように、虚偽の風説を流布して故意に私の業務を妨害したので、偽計業務妨害罪です。またこのように、深緑嗜好による価格差という虚偽の風説を流布して、私の生産農家としての、出荷上の財産的信用を故意に毀損したので、信用毀損罪です。

なお、上記の二罪は、観念的競合と考えます。

また、告訴状Hと本件の全告訴人らの、元々からの私個人への排除の意図は、6号証反証書の、価格に文句を言うなら、もう出荷を引き受けない旨のトミザワ暴言に象徴されています。

### 損害

#### 経済的被害(法益侵害)

差別対価による差損(逸失利益)は、概算で年間約80万円(100万円が20万円)です。

精神的被害(法益侵害)について、私の恐怖感や孤立感は当然に深まりました。

また、この状況が今後も続くと考えると、表現し難い、たいへんな恐怖と絶望です。

加害と損害の因果関係 因果関係は明らかなので省略します。

挙証方法 既堤出の告訴状Hと全て共通ですが、特に3, 11, 12, 18, 19号証

附属書類 被害届2018と恣意性一覧表

以上